# 知名町新庁舎基本計画



鹿児島県 大島郡 知名町 令和2年4月21日

協力: 役場新庁舎建設基本構想検討委員会・知名町まちづくり町民会議

作成:知名町役場総務課 まちづくり推進室

このページは空白です。

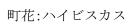
# 目次

は	じめに		
2	新庁舎建設の背景	1	
,	これまでの経緯	1	
2	基本計画の位置づけ	3	
1	新庁舎建設の基本方針・整備方針		
	基本方針	4	
	整備方針	5	
2	新庁舎の位置		
	新庁舎の場所	6	
	■ 選定の経緯	6	
	■ 新庁舎場所選定基本情報	8	
	■ 建設場所の候補について	10	
	■ 建設場所の決定について	12	
3	新庁舎の構造について		
	■ 構造体	13	
	■ 耐震構造	13	
	■ 階数	14	
4	新庁舎の規模		
	■ 床面積・敷地面積	15	
	■ 新庁舎に配置する課等	17	<b>*</b>
		11	
5	新庁舎の機能		
	■ 防犯	18	
	■ 防災	18	
	■ インクルーシブデザイン	19	od-
	■ セキュリティ		
	■ プライバシー保護		
	■ 住民サービス		
	■ 再生可能エネルギー	20	

	■ 緑化	
	■議会	
	■ 備品購入	
	■ 座席レイアウト	21
	■ ICT の利活用	
	■ 周辺整備	
	■ 交通関係	22
	■ その他必要とする機能	
	■ 用地購入	
6	財源及びスケジュール	
	■ 財政状況	23
	■ 庁舎建設基金	24
	■ 公債費の推移	
	■ 財源について	25
	■ 発注方法について	26
	■ 所要額見込み	29
	<b>■</b> スケジュール	



【用語解説】





30

町木:ガジュマル

## § はじめに

## ■新庁舎建設の背景

昭和38年に建設した知名町本庁舎は、平成28年度において50年余りが経過しています。その中で建築当時には考えのなかった各フロアでの段差や、障がいをもった人への配慮、多種多様な個人の相談に対応するスペースが確保されておらず、男女別トイレの配置不足、建物増設による各課への複雑な動線や、電源コンセント不足等があり、住民交流、事務機能に問題があります。

また、災害時の防災本部機能としては、建物の老朽化が著しくコンクリートの剥離や、 大きなひび割れが目立ち危険な状態にあります。

これまで、学校・体育館・集落公民館の建て替えを優先的に進めてきましたが、近年の大規模災害の状況を受け、防災拠点としての役場の強化をハード面・ソフト面の両方から図ることが重要な課題となり、また、住民が利用する場合の機能性を高めることを重視し、新庁舎の建替えを実施する必要が生じてきました。

このような中、平成29年6月から平成30年6月まで「役場新庁舎建設基本構想検討委員会」において、新庁舎建設の基本構想・先進地視察を行い、平成30年12月から令和元年11月まで「知名町まちづくり町民会議\*1」において、新庁舎建設における基本的な事項について協議を行い、その答申に基づき「知名町新庁舎基本計画」を策定いたしました。

## ■これまでの経緯

○役場新庁舎建設基本構想検討委員会

平成29年6月26日 第1回 現庁舎の状況説明・新庁舎建設スケジュール

平成29年9月5~6日 PFI に関する研修会・さつま町庁舎視察

平成29年9月19日 第2回 視察報告

平成30年4月11日 第3回 新庁舎における基本的な事項・候補地・規模・そ

の他必要事項についての協議

平成30年5月30日 第4回 継続協議

平成30年6月27日 第5回 基本構想答申(案)協議

平成30年8月30日 町長へ「役場新庁舎基本構想」答申

○知名町まちづくり町民会議

平成30年12月27日 第1回 まちづくり町民会議趣旨説明・新庁舎建経過説明

平成31年1月15日 第2回 新庁舎建設場所候補地(現庁舎、あしびの郷・ち

な周辺)を選定1回目

平成31年2月13日 第3回 新庁舎建設場所候補地(現庁舎、あしびの郷・ちな周辺)を選定2回目

平成31年2月13日 町長へ「知名町まちづくり町民会議は、新庁舎建設場所についてあしびの郷・ちな周辺を候補地」として答申を行う。

第4回から第6回までは、まちづくりに関する研修及び検討会を実施

平成元年6月13日 第7回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年7月18日 第8回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年8月22日 第9回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年9月19日 第10回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年11月14日 第11回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年12月16日 第12回 新庁舎基本計画における基本的事項について協議 令和元年12月16日 町長へ「知名町役場新庁舎建設における基本的事項につい て」答申を行う。

\*各会議の資料及び会議録については、町ホームページを参照してください。 知名町ホームページ → くらす → 町政情報 → 知名町まちづくり町民会議

#### ○住民説明会

各小学校区を対象に町の重点施策説明において、新庁舎建設検討状況の説明と質疑応答を行いました。

平成30年10月 第1回 2018 子や孫に誇れるまちづくり住民説明会(全5か所) 令和元年10月 第2回 2019 子や孫に誇れるまちづくり住民説明会(全5か所)

## ■基本計画の位置づけ

「知名町新庁舎基本計画」は、「役場新庁舎建設基本構想検討委員会」における基本理念・基本方針を踏まえつつ、現庁舎の課題や、時代のニーズ及び子や孫の時代を考慮した機能、新庁舎建設場所の防災面等を含め住民サービス・建築コスト、将来負担を見据えた庁舎建設の基本計画となり、より詳細な設計を行う際の指針となるものです。

## 基本構想

· 基本理念、基本方針



#### 基本計画

新庁舎基本設計に必要とる機能や条件を設定

- ・新庁舎の場所
- 新庁舎の敷地面積、床面積
- ・必要な機能、設備
- 発注方式、財源
- ・スケジュール



#### 基本設計

基本計画を元に以下の事を行います。

- ・新庁舎イメージ
- · 仕様、設備、機能、空間構成、構造
- ・概算工事費用の算出、工期予定



#### 実施設計

基本設計を元に以下の事を行います。

- ・基本設計を元に詳細図面作成
- ・各種申請、関係機関との調整

# 1 新庁舎建設の基本方針・整備方針

## ■基本方針

- ○新庁舎建設に係る基本的事項
- ① 誰もが利用しやすい庁舎 来庁者や議員、職員も含め年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、インク ルーシブデザイン\*2 に対応した庁舎とします。
- ② 島や自然に優しく、明るい雰囲気の庁舎 島の自然と環境に優しい自然・省エネルギー事業を導入し、低炭素社会の実現に 向けた取組みが実践できる庁舎とします。
- ③ 効率的な庁舎 庁舎1階で住民サービスが完了するような窓口業務の効率化をはかり、既存施設 との統合・集約を図りつつ将来を見据えた機能的な庁舎とします。
- ④ 住民に親しまれる庁舎 町民がいつでも気軽に訪れ、町内外の人達と交流の場にもなり、町の情報や、関連する施設と相互効果を得られる庁舎とします。
- ⑤ 災害に強い庁舎

台風、地震、津波などの自然災害において被害を受けにくく、災害時の避難がスムーズに行える場所(周辺道路整備も含む)に庁舎を建設し、物資不足(水・食糧・毛布等)に対応できる備蓄スペースを確保できる庁舎とします。

- ⑥ その他
  - ・知名町のシンボルとなる庁舎とします。

### ■整備方針

詳細な整備方針は、後段の「3新庁舎機能について」から「5新庁舎の構造」に記載します。

#### ① 建設場所について

- ・公共施設の集約化や時代のニーズにも対応できる場所
- ・災害時に緊急車両等が利用可能な場所
- ・公共交通の利用や、十分な駐車場が確保できる場所
- ・行政、商工、農業の発展に寄与でき、まちの活力を生む場所

#### ② 町民の利便性確保

- ・小さい子ども連れの人が利用できるスペースの設置
- ・コミュニティスペース及び催し物、展示ができるスペース
- ・各課に壁をつくらず行政サービスが行き届くレイアウト
- ・各フロアに多目的トイレ設置
- ・行政サービス以外のサービス (ATM等) が受けられる機能を考慮
- ・雨天時に車の乗降に配慮した駐車場
- ③ 将来に負担をかけない
  - ・庁舎建設関連費用については、子や孫の世代への費用負担を考慮
  - ・建設後の庁舎維持において塩害等の被害が最少となるよう配慮
- ④ 行政間の連携が図りやすい機能
  - ・課の再編及び、統廃合や事務分掌の見直しによる窓口効率化、文書整理がし 易い部屋割り

# 2 新庁舎の位置

## 1 新庁舎の場所

新庁舎の場所については、新庁舎建設基本構想検討委員会において候補地1:現在の場所(知名町役場:知名町知名307番地)、候補地2:あしびの郷・ちな周辺(知名町瀬利覚2362番地)、附帯事項:新たに用地を購入する場合は、町民目線で理解が得られるように努めること。新庁舎をあしびの郷・ちなにする場合は、現庁舎の位置を商業施設に出来ないか検討すること。また、行政以外の機関が建物を更新するかなどの情報を収集し慎重に検討することを受け、まちづくり町民会議において議論を深め、平成31年2月13日に町長へ「新庁舎建設場所は、商店街を含むまちの活性化課題に検討しつつ【あしびの郷・ちな周辺】を候補地として答申しました。」

#### ○選定の経緯

後段ページの図2土砂災害警戒区域・図3地震等における液状化の危険度・図4鹿児島県津波浸水想定(奄美群島太平洋沖(南部)地震による津波浸水被害想定)において、2候補地も危険区域にはあてはまらないため、それぞれの候補地のメリット・デメリットを列挙し協議を行いました。

現庁舎のメリットは、商店街に近く利便性があり、病院・郵便局・学校・銀行等などの主要施設との動線が図られる。デメリットは、中心市街地のため駐車場の増設費用がかさむことや、新庁舎を建設するために現庁舎の解体(約1億2,300万円)が早急に必要となることや、仮設庁舎(約2億6,300万円)が必要になる。

あしびの郷・ちな周辺のメリットは、町有地であり、一定の面積があることから拡張性に富んだ場所であり、仮設庁舎の必要がないことや、周辺関連施設との連携が図られる。デメリットは、場所が中心地から離れており住民の目から孤立することが危惧され、新庁舎と商店街等を結ぶ道路の整備が必要となる。

#### ■現庁舎



- ○敷地面積 2055.41 m²
- ○施設 (建築年・床面積・構造)

本庁舎 760 ㎡ 昭和38年 鉄筋コンクリート 3階建

議会棟 600 m 昭和53年 鉄筋コンクリート 地下1階・地上2階建

会議室棟 340 ㎡ 昭和44年 鉄筋コンクリート 2階建

農林課·耕地課

245 m 昭和37年 一部鉄筋コンクリート 2階建

その他 (子育て支援課・選挙管理委員会・第2会議室)

120 m<sup>2</sup>

○延べ床面積 2,065㎡

#### ○現庁舎の状況



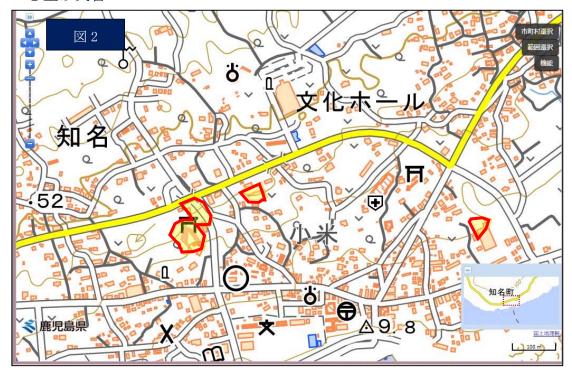




農林課·耕地課

#### ■新庁舎場所選定基本情報

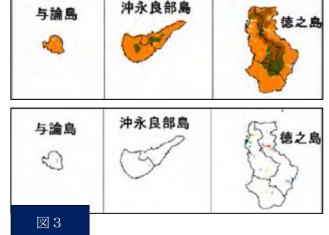
#### ○土砂災害



急傾斜地の崩壊(土砂災害警戒区域):がけ崩れなどが発生したときに、住民などの生命に危害が生じるおそれがある区域。(赤枠で表示)

参考: 鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ (平成14年4月1日現在)

## ○地震等による液状化の危険度



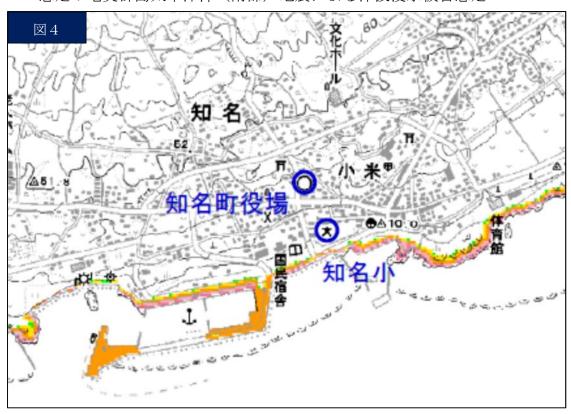
沖永良部島は、微地形区分において「岩石台地」区分となっている。

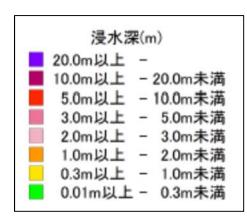
想定: 奄美群島太平洋沖(南部) 地震では地震の液状化危険は示さ れていない。

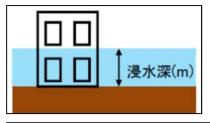
参考: 鹿児島県地震等災害被害予測調査 平成 26 年 2 月

#### ○鹿児島県津波浸水想定 平成26年9月

想定:奄美群島太平洋沖(南部)地震による津波浸水被害想定







市町村名	知名町 屋子母
津波到達時間	11分
最高津波水位	T.P.+4.8m

#### 参考 標高

現庁舎 知名町知名 307 番地 21.0 m

あしびの郷・ちな 知名町瀬利覚 2362 番地 46.7m

## ○建設場所の候補について

新庁舎の場所は、あしびの郷・ちな周辺に決定し、用地購入を踏まえ建設場 所について2つの候補地を提案しました。



			あしびの郷・ちな	水利事業所
区分	面積(m²)	財産	までの距離	までの距離
			(m)	(m)
候補地A	約 8,500	民間	40	100
候補地B	約 2,300	町有地	75	25

候補地Bの方が、行き来を考慮すると既存施設との距離が近い。

#### ○周辺施設の有効活用について

#### 「水利事業所」

令和4年に国営沖永良部土地改良事業が完了し、水利事業所建物(町施設)の返還が予定されています。その中で、水利事業所に、現庁舎から離れた知名町保健センター、知名町地域包括支援センターを配置することで、関係する保健福祉課・子育て支援課の連携が強化され、利用者の利便性が向上することが期待されます。

また、利用者のプライバシー保護やインクルーシブな施設となるよう必要 最低の改修を行う必要があります。

なお、知名町保健センター、知名町 地域包括支援センターともに施設の 老朽化が著しいため跡地利用につい ては、当面は倉庫等で活用し、町の総 合計画内で具体的な方針を定めま す。



#### 「あしびの郷・ちな」

当初、教育委員会をあしびの郷ちな集約にする予定であったが、改修費用が 5,000 万円を超える見込みがあり、集約化に併せて進めていたあしびの郷・ちなの指定管理者制度活用の話が具体化されていないため、現状のままとします。

但し、あしびの郷・ちな施設であるリハーサル室・楽屋は出先の会議室と して利用できることや、ホワイエを新庁舎と共有の展示スペースとして利 用が見込まれます。





#### ○建設場所の決定について

以上の事を踏まえ、基本方針における「効率的な庁舎」内にある既存施設の有効活用や、候補地 A (あしびの郷・ちな向い土地)の町道には水道本管がとおっており、敷設替え(あしびの郷・ちな駐車場内)を行った場合、約350万円の費用と、断水が約1日(知名字の一部に影響)見込まれ、敷設替え後の維持についても、それなりの労力等が見込まれるため、建設場所は、「候補地B:水利事業所向かい」に決定します。

なお、新庁舎の配置する課について、各課の業務連携を考慮した場合、現庁舎に配置してある課をそのまま新庁舎へ移動します。



【庁舎建設基本構想委員会 風景】



【まちづくり町民会議 風景】

# 3 新庁舎の構造

#### ■ 構造体

本町は、台風常襲地帯であるため、<u>基本 RC(鉄筋コンクリート)構造</u>とする。但し、庁舎内部には木のぬくもりと、湿度調整のため可能な限り、木材を活用する。コンクリートの強度を確保する対策を図る。車庫、書庫等の庁舎内部に配置しなくても支障がない部分については、S造(鉄骨)を検討し建設費用を抑制する。

#### ■ 耐震構造

	耐震構造	制震構造	免震構造
適応建物	・全ての建物	・軽く柔軟性のある建物 ・塔状の建物	・重くて剛性の高い建物 ・塔状比4以下の建物
イメージイラスト	据和	がたった。	現場ゴム オイル ダンバー

	耐震構造	制震構造	免震構造
	建物倒壊防止	建物の機能維持と内部	建物の機能維持と内部
目的		の 安全確保	の安全確保
	建物の構造体を堅固に	建物内部に組み込んだ	地盤と建物の間に免震
	す ることで地震の揺れ	制 震部材(ダンパー	部材(積層ゴム等)を
/L 60 7.	に耐 える。	等)に より地震の揺れ	設置することにより、
仕組み		を制御する。	地震の揺れが建物に伝
			わらないようにする。
	重要度係数(Ι)により	耐震性能目標を適切に	耐震性能目標を適切に
	耐 震性能が決まる。	設 定することにより、	設定することにより、
   耐震安全性 の	I = 1.5 ⇒ I 類	Ⅰ類 又はⅡ類に相当す	I 類に相当する。
分類	I =1.25⇒Ⅱ類	る。	
	I =1.0 ⇒Ⅲ類		
特性	低中層建物に適	中高層建物に適	低中層建物に適

	耐震構造	制震構造	免震構造
費用負担	低中層建物に適	比較的大きい	最も高い
メリット	・維持管理費用は発生しない。	・耐震構造の 70~ 80% 程度に地震応答を 低減で きる。・維持管 理はほとんど必 要な い。	
デメリット	・地震エネルギーはそのまま建物に伝わる。 ・激しく揺れ、壁のひび割れ等の損傷が発生しやすい。 ・什器・家具等の転倒の恐れがある。	・地震後に臨時点検が 必 要になる。 ・什器・家具等の転倒 の 恐れがある。	・定期点検が必要である。 ・地震の縦揺れには効果が小さい。 ・軟弱地盤には設置が困難である。

耐震構造は、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用することが出来ることや、費用効果などを考慮し<u>耐震構造(重要度係数 I 類)</u>とする。但し、電算室等については免振構造を取り入れることも視野にいれます。また、耐震性を十分に確保すると共に大型で強力な台風にも耐え得る庁舎とする。

#### 階数

敷地の有効活用や平屋建てに比べ 2 階建以上の方が対床面積あたりの費用軽減が期待されることから、地上 3 階以下とする。

- ・町民の利便性を重視し、窓口業務を担う課はできるだけ1階に配置する。
- ・インクルーシブ\*1な対応が出来るようエレベーターを設置する。
- ・地形などを考慮した場合、高圧受電設備・非常用発電設備については地下 への設置も検討する。

# 4 新庁舎の規模

#### ■ 床面積・敷地面積

現庁舎は約2,065 ㎡の延床面積だが、災害対策本部・相談室・書庫・授乳室等が不足しており、それらを考慮し延べ<u>床面積は2,500 ㎡</u>とする。

なお、水利事業所向いの駐車場未舗装箇所を<u>敷地面積として 2,300 ㎡</u>全てを利用する。

近隣自治体が坪あたり 130 万円で建設していることを参考に、消費税の 増税や、資材高騰を考慮し坪あたりの単価を 150 万円と設定。建物建築費用 の予定額を 12 億円とする。

#### \*参考:現庁舎各課床面積

職員数(令和2年2月1日時点)には、臨時職員を含めた人数とし、床面積については、簡易計測。

プリートには、間勿可側。						
現フロア	所属	床面積	職員数	備考		
		$(m^2)$	(人)			
本庁舎	JA 窓口	3. 5	1	1階		
	会計課	31. 7	3			
	町民課	42.2	5			
	保健福祉課	84. 3	10			
	税務課	46. 2	6			
	トイレ	11. 2				
	町長室	41.8	1	2 階		
	放送室	18. 2				
	副町長室	19. 1	1			
	総務課	73. 2	10			
	監査室	41.8		3 階		
	学校教育課	40.3	6			
	教育長室	20. 76	1			
	企画振興課	55. 88	9			
	その他	229. 81		通路など		
本庁舎(執務室	を等は 530.14)	760	53			
議事堂	傍聴席	18.8				
	議場	172				
	議長室	22				

現フロア	所属	床面積	職員数	備考
		$(m^2)$	(人)	
議事等	議会事務局	26	3	2 階
	議会委員会室	33		
	議会委員会控え室	33		
	トイレ	18		
	その他	95. 34		通路など
	書庫休憩室	89. 99		1 階
	電算室・宿直室	83. 78		地下1階
議事堂(執務室	医等は 322.8)	591. 9	3	
会議室棟	トイレ	10		1 階
	建設課	68	10	
	水道課	68	4	
	第1会議室	68		2 階
	農業委員会	68	5	
	その他	58		通路等
会議室棟(執務	8室等は272.0)	340	19	
子育て支援課		15. 78	6	
選挙管理委員会	<u>&gt;</u>	51. 73		
第3会議室	第3会議室			
耕地農林課棟	耕地課	173. 03	10	
	農林課	105. 76	14	
耕地農林課棟(	執務室等は 201.6)	278.83	24	
合計(執務室等	章 1604. 78)	2, 065	105	

#### ■ 新庁舎に配置する課等

・低層には、住民に関係する以下の課を配置し、連携がとれる配置を行う。
 町民課、保健福祉課、子育て支援課、税務課、会計課、指定金融機関窓口水道課、建設課、耕地課、農林課、農業委員会
 選挙管理委員会、多目的トイレ(男女別含む)、会議室、相談室、組合、書庫(主に保管期間の短い書類等)、授乳室事務所、印刷室、宿直室、休憩室。

・その他には、以下の課を配置する

町長室、副町長室、総務課、企画振興課

教育長室、学校教育課、議事堂(傍聴席含む)、議長室、議会委員会室兼議会委員会控室、議会図書室兼監査室、電算室、放送室、書庫(主に保管期間の短い書類等)

- ・それ以外で配置が必要 非常用発電室、高圧受電設備、書庫(主に保管期間の長い書類等)
- ・住民の利便性、役場業務の連携性を踏まえ課の統廃合を進める。 授乳室には、水場を設置する。 男女別トイレには、おむつ替えシートを設置する。
- ・オストメイトトイレの導入を検討する。
- ・トイレについては、庁舎全体で男女別に1か所ずつ和式の導入を検討する。



オストメイトとは、人工肛門や人口膀胱(ぼうこう)保有者の方を指します。 従来のトイレでは排泄行為において 様々な苦労があり、それに対応したト イレとなります。(多目的トイレ内へ の設置)

# 5 新庁舎の機能

#### 防犯

- ・防犯面を考慮し、庁舎への出入り口については、必要最小限とする。
- ・時間外や休日・祝日の庁舎の出入りについては、原則1か所とし、ICT等を活用した入退室管理システムの導入を検討する。
- ・会議室(多目的を想定)は、区長会や選挙における期日前投票所として利用されることが想定されるため、配慮する。
- ・防犯機能を高めるような外灯の設置を検討する。
- ・その他、防犯カメラや屋外コンセントの設置を図る。

#### ■ 防災

- ・災害対策本部に必要な機器(テレビ会議)やスペース等を整備する。
- ・災害対策本部は、平時は課長会等でも利用するなど効率な活用が出来るよう 配慮する。
- ・災害時、支援物資の輸送や災害対応にあたる公用車の燃料 (ガソリン)等が不足することが想定されるため、民間事業者との連携強化を図り、物資保管場所を確保する。
- ・ライフラインのバックアップを一定期間 (72時間程度)確保できるようにする (例:トイレの雨水利用・災害用井戸・自然流下型ベンチ等)。
- ・災害対策本部が設置できるスペース、非常用発電機を確保する。
- ・災害時の指揮命令機能及び国・県との情報通信体制を確保する。







#### ■ インクルーシブデザイン

誰にでも優しく配慮された庁舎に向けた設備 を積極的に導入する。

- ・案内用のサイン表示にはユニバーサルフォント を活用する。
- ・障がい者を誘導するためのブロック等の設置を する。
- ・高齢者、障がい者も利用しやすい駐車スペース の確保を図る。

# 市民課窓口市民課窓口市民課窓口

#### ■ セキュリティ

- ・個人や行政情報の保護・管理のため、セキュリティ対策で ICT 技術を利用する。
- ・ソフト面においてもセキュリティ強化を図るための措置を具体的に講じる。

#### ■ プライバシー保護

- ・住民からの相談等について必要なプライバシーの保護が出来る窓口カウンターの導入 を図る。
- ・個別相談が行える部屋を整備するととも に、出入りについても職員・他の来客者から の視線に配慮する。
- ・受付カウンター等から待合席の距離につい てはプライバシーが保護できるよう適切な間をあける。



#### ■ 住民サービス

- ・住民交流スペースの設置:子育て世代にも優しいキッズスペース、町の情報提供が出来るチラシラックの設置、フリーWIFI 設置による情報環境の整備を行う。
- ・スマートフォン、シニア電動カート等の充電スペースの設置:一般町民が充電できる無料充電場所の設置、災害時にも対応できるよう非常発電機回路に接続をする。



・デジタルサイネージ 電子掲示板の導入:町の情報提供及び庁舎案内や各課業務案内として利用する。また、その日の行事や、会議等がどこで何時から開催されるかを周知するツールとして導入を図る。







#### ■ 再生可能エネルギー

- ・化石燃料に頼らず、低炭素社会を目指し、再生可能エネルギーを導入する。
- ・地中熱を利用した空調の導入、風力発電を利用した電力確保及び蓄電池の導入、太陽光発電の導入を使い方も踏まえ検討する。但し、実証実験を行い、費用対効果も検証する。

#### ■ 緑化

・住民の交流スペースや、庁舎内の一部に緑化 を導入する。



#### ■ 議会

・議場は、現状と同じ直列配置式とし、床はフラットタイプで、机、イス等は 移動式とし、大型モニターの設置や、ICT機器の導入を検討する。

また、傍聴席も移動式のイス等を設置すると共に、インクルーシブなデザインを取り入れる。

#### ■ 備品購入

- ・住民が使用する備品(待合場所のイス等)を優先的に整備する。
- ・現庁舎で利用している業務用机等の整理を行い、必要最低限の購入を検討する。





#### ■ 座席レイアウト

- ・職員数の増減にかかわらず、基本的なレイアウトを庁内で協議する。
- ・職員で協議し、効率かつ機能的なレイアウトに努める。
- ・窓口業務にあたる課においては来庁者に迅速に対応できるレイアウトとする。



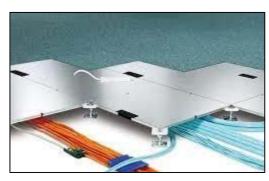






#### ■ ICT の利活用

- ・庁舎フロアについては、OA フロアを導入することで、配線などの集約を図る。
- ・液晶ディスプレイの設置については、中小会議での運用により会議の効率化 を図る。
- ・プロジェクターの設置については、大会議室における研修会や会議等で活用 し、説明の可視化に活用する。





#### ■ 周辺整備

- ・新庁舎建設箇所と既存の道路との連携を考慮し整備を進めることとするが、 基本、周辺の幅の広い道路を利用するよう町民・職員へ周知徹底を図る。
- ・交流スペースとして、新庁舎周辺に、公園を整備し、様々なコミュニティ活動の場として活用できるよう整備する。
- ・庁舎1階屋外スペースにテーブル席を設け、簡単な会議が出来るミーティングスペースの設置を検討する。
- ・ウッドデッキ等の導入も想定しつつ、定期的な伐採・掃除を行える体制を構

#### 築する。

・新庁舎と商店街へのスムーズなアクセスを図る道路について整備を検討する。

#### ■ 交通関係

- ・新庁舎敷地内へ路線バスの停留所を新たに設置する。
- ・現庁舎、商店街等と連動した交通手段の導入も視野にいれ、商店街活性化に寄与するよう努める。

#### ■ その他必要とする機能

- ・横断幕、懸垂幕設置場所を住民に見やすい場所に設置する。
- ・役場位置を示すための看板を設置する。
- ・地下に水をためて使う方法を検討。
- ・電源ルートの簡素化、電源コンセント(常時・非常用)の色わけをする。
- ・トイレ設備にプライバシーを守りながら消音効果と節水効果を図るため、トイレ用擬音装置の導入を検討する。
- ・駐車場については、災害発生時の物資置き場や、避難場所としての利用も想 定されるので、屋根等を設置する時は、十分注意する。

#### ■ 用地購入

- ・新庁舎に移動した場合、あしびの郷・ちなの駐車場、水利事業所の駐車場を含めても職員・来客用の駐車場が不足することが判明したので、必要最低限の用地を購入するものとする。
- ・その場合の駐車場は立体駐車場も含め検討する。
- ・但し、それ以外の用途で用地を購入する場合は、町総合振興計画内に位置付けを行うものとする。

## 6 財源及びスケジュール

#### ■ 財政状況

近年、小中学校の体育館建設等を集中的に実施していたため、公債費の額が高い伸びを示しており、令和元年から令和 5 年まで、歳入を歳出が超過する見込みです。

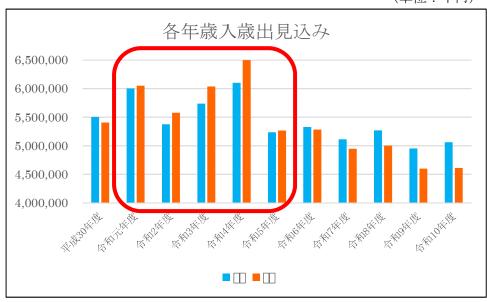
なお、本不足分については財政調整基金(平成30年度末12億円)を充てると ともに、節減に取り組み歳出超過額の圧縮を行います。

(単位:千円)

年度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	5, 502, 334	6, 000, 892	5, 374, 987	5, 735, 337	6, 101, 697	5, 234, 007
歳出	5, 404, 808	6, 050, 539	5, 577, 149	6, 035, 584	6, 500, 735	5, 266, 789
過不足	97, 526	-49, 646	-202, 162	-300, 247	-399, 038	-32, 782

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
歳入	5, 327, 810	5, 110, 378	5, 267, 896	4, 952, 340	5, 061, 809
歳出	5, 282, 059	4, 945, 203	5, 002, 602	4, 599, 726	4, 609, 742
過不足	45, 751	165, 176	265, 294	352, 614	452, 067

(単位:千円)



がしき建下を等をはいます。

す。

各年の歳

出額には、町

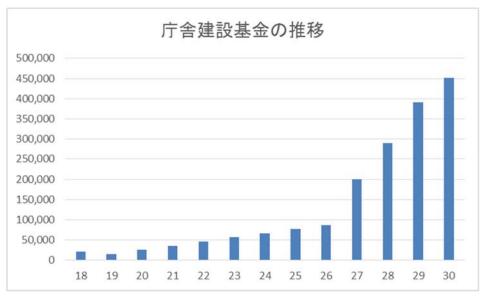
\*資料名 知名町中長期財政計画 Ver 5 より

#### ■ 庁舎建設基金

平成30年度末で約4億5千万円の残高があり、そのうち3億円程度を取り崩し、庁舎建設費用に充当する計画です。

また、残額運用方法についは、毎年度の維持管理費用や、完成後に手直しをすることが見込まれるため、その費用に充てる計画です。

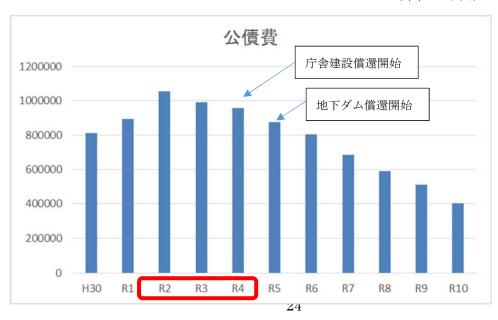
(単位:千円)



#### ■ 公債費の推移

公債費については、令和2年~から令和4年まで約10億の償還が見込まれております。庁舎建設及び地下ダム負担金を仮に地方債を活用した場合、庁舎建設については令和4年、地下ダム負担金については令和5年から償還が開始されることから、公債費の平準化が見込めます

(単位:千円)



#### ■ 財源について

庁舎建設基金の活用を前提に、市町村役場機能緊急保全事業費債\*3と PFI\*4を活用した場合の後年度住民負担について検討した結果、後年度負担の少ないことや、新庁舎の建設負担を平準化する意味でも市町村役場機能緊急保全事業費債の方が有利であることから、市町村役場機能緊急保全事業費債の活用をする。

但し、庁舎建設基金は全額の活用ではなく、新庁舎建設後の維持管理費用も考慮したうえで、利用額を検討する。

#### ・条件

項目	町債	事業者借入金
方式	従来方式	PFI
万式	<b>化米</b> 万式	(BTO 方式)
金利	0.45%	1.00%
返済方式	元金均等	元利均等
年数	25 年	20 年

<sup>\*</sup>金利は、近年の実績

#### 【参考】市町村役場機能緊急保全事業費債

#### 総事業費 12億円



事業費	基金使用額 基金充当後の 事業費		償還元金 75%	交付税措置 30%	償還額	利子	償還額	償還1年 あたり
Α	В	C (A-B)	D (C×75%)	E (D×30%)	F (C-E)	G	F+ G	0)1_1
12億円	1億2,000万円	10億8,000万円	8億1,000万円	2億4,300万円	8億3,700万円	5,371万円	8億9,071万円	3,563万円
	2億円	10億円	7億5,000万円	2億2,500万円	7億7,500万円	4,973万円	8億2,473万円	3,299万円
	3億円	9億円	6億7,500万円	2億250万円	6億9,750万円	4,005万円	7億3,755万円	2,950万円
	4億円	8億円	6億円	1億8,000万円	6億2,000万円	3,979万円	6億5,975万円	2,639万円

#### 【参考】PFIを活用した場合

事業費	償還元金	償還利子	償還合計	償還1年あたり	
12億円	12億円	1億2,711万円	13億2,711万円	6,635万円	

仮に、頭金として3億円を庁舎建設基金から支払った場合、元金 9億円 利子 9,533万円 で、合計 9億9,533万円 20年間1年あたりの償還額は4,976万円になります。

#### ■ 発注方法について

庁舎建設にあたり①地域実態に合わせた事業費の抑制、②後年度財政負担の 平均化③地域経済への波及効果、④住民目線での意見反映(住民説明会時に意見 徴収)を考慮しつつ、設計施工一括発注方式と設計施工分離発注方式について検 討を行った所、事業費がかさむ可能性があるものの地元企業が受注でき、発注者 の意向を反映しやすい設計施工分離発注方式とする。

#### 【参考 事業方式】

事業力	i式	従来方式	PFI (BTO方式)	
事業方式の概要		町が施設の設計、建設業務を それぞれ委託・請負契約とし て別々の民間事業者に発注す る	民間事業者が資金調達し設計・施工を行い、町に所有権を移転した後で、民間事業者が維持管理を行う方式	
W. de NT de	設計業者	指名競争、プロポーザル方式 など	民間の性能発注(町が基本的な性能要件を提示)	
業者選定	施工業者	入札・総合評価方式など	入札・総合評価方式など、民 間事業者は維持管理やリース	
	維持管理 運営業者		で資金回収	
支出の平	· 连维化	建設段階において、一時的に 多額の資金需要が発生する。 地方債を活用することで平準 化が可能	年度ごとの予算の平準化が可 能	
事業のスプ	ピード	執行体制の構築が整っていれ ば、安定した対応が可能	手続きの効率化、契約手法の 柔軟性で従来型より、やや早 い。	
地元企業の参入		施工業者として可能	下請けとして参入可能	
コスト削減の可能性		従来どおりであり、コスト削 減が効率化の両立に懸念あり	民間ベースによる効率設計・ 施工により建設コストの削減 が見込める	
導入自治	冶体	徳之島町・与論町	和泊町	

## 【参考 設計者選定方式】

選定方式	評価項目	利点	留意点
競争入札	設計料の低い者を選定	<ul><li>・発注手続きが容易</li><li>・設計変更が容易</li></ul>	<ul><li>・ダンピングのリス</li><li>ク</li><li>・価格評価であるため、設計者の能力が 判断できない。</li></ul>
プロポーザル	実績や能 力、意欲に 優れている 者を選定	・プロポーザル案を見ることで、 経験やアイデア、事業に対する理 解度など設計者の資質を判断する ことができる。 ・設計案ではなく、設計者を選定 するため、設計変更が容易	・選定理由についての説明責任が発生する
コンペティション	優れた設計案を選定	・具体的な設計案を審査すること ができる。 ・選定の公平性が最も高い	・設計変更が困難 ・選定準備に最も時 間を要する

## 【参考 基本設計と実施設計について】

発注方式	利点	留意点
一括発注	・発注手続きが簡略化できる ・設計料を縮減できる ・基本設計および実施設計を一貫して 行える	・発注時に設計料の予算確保が必要 ・例えば、事業の見通しが立たなくな るような不測の事態が起きた場合に、 柔軟な対応が困難
分離発注	・設計を段階的に進めることができる ため、発注のタイミングを事業の進捗 に合わせることができる	・それぞれ設計者が変わる場合は、設計内容の引き継ぎリスクとなる。 *そのため、通常は分離発注でも同じ設計者に委託することが多い。

\*注)基本設計業者と実施設計について随意契約の交渉を予定します。

項目	内容				
基本設計	・建築主の意向を踏まえ、敷地条件などを整理し、建築の大枠の仕様を				
<b>本</b> 个权 ii	決めた図面を作成し、概算工事費を算出				
実施設計	・基本設計をもとに、実際に施工するための図面を作成				

# 【参考 発注方式】

	発注方式	発注先	利点	留意点
従来方式	設計施工一括発 注 (デザインビル ド方式)	設計と施工を 総合建設会社 (ゼネコン) に一貫して発 注	<ul><li>・設計段階において、施工を見越した</li><li>迅速な検討が可能</li><li>・設計と施工の責任</li><li>所在を一本化できる</li></ul>	<ul><li>・設計品質および施 更品質のチェックが 難しい</li><li>・柔軟な設計が難し くなる場合がある</li><li>・地元企業では受託 困難</li></ul>
	設計施工分離発注	設計は建築設計事務所、施工は建設会社にそれぞれ発注	・段階に応じて柔軟 な発注や、実施、対 応が可能。 ・設計内容に発注者 の意向を反映しやすい。 ・資格要件によって は地元企業の受託可能性を高めることが できる。	・設計委託や工事委 託などが個別発注と なり、事業費がかさ む場合がある ・設計内容によって は、施工者が不調と なる場合がある。
PFI 方式		設計・施工・ 運営・維持管 理企業などで 構成する SPC (特別目的会 社)を設立 し、SPC に発注	・民間ノウハウの活 用により、事業費縮 減や税制負担の平準 化が期待できる。	<ul><li>・選定のための準備 期間が長期化する</li><li>・柔軟な設計が難し くなる場合がある</li></ul>

## ■ 所要額見込み

番号	区分	費用見込み	備考
1	地質調査費用	250~550 万円	
2	基本・実施設計費用	8,000 万円	
3	建物費用(外構含む)	12 億円	
4	用地購入	330 万円~	必要最小限・利用目的の明確化
5	システム経費	7,976 万円	町ネットワーク1,630 万円光ファイバー設備関係246 万円防災無線関係1,700 万円水道課テレメーター4,400 万円
6	空調	2 億円	地中熱空調導入費用
7	再生可能エネルギー	未定	
8	備品購入費	未定	職員の事務机等を含む最小限購 入
9	その他	未定	

<sup>\*</sup>現庁舎の解体費、新庁舎の維持管理費は含まず。

## ■スケジュール

	令和2年			令和3年		令和4年			
発注方式	3月	4月~7月	~11月	12月	~5月	6月~	7月	8月	9月
設計施工分離発注		準備	基本設計	準実施		Ι			運用開始
その他		プロポーザル 方式による募 集	住民説明会			議会の議決		引越	

#### 【用語解説】

\*1 知名町まちづくり町民会議:町民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため平成30年12月に設置。町関係団体と公募員35名で構成される。

まちづくりに関する課題について協議し、町長に提言を行うこと、町長の 諮問に対してまちづくりについての調査、審議、提案を行うことを目的とし ている。

- \*2 インクルーシブデザイン:利用者を最優先に考え、永続的な障がいがある利用者、一時的または状況的な困難に直面している利用者、あるいは能力が変化してゆく利用者 (つまり、私たちみんな) のニーズに合わせて行うデザイン
- \*3 市町村役場機能緊急保全事業費債:熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎 (行政の中枢拠点)が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するために創設された。

普通交付税措置として、建設対象事業費の90%以内に起債が充当でき、その75%を上限として、元利償還金の30%を基準財政需要額に算入される。

\*4 PFI (プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ): 公共施設等の設計、 建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービス の提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供 を図るという考え方。